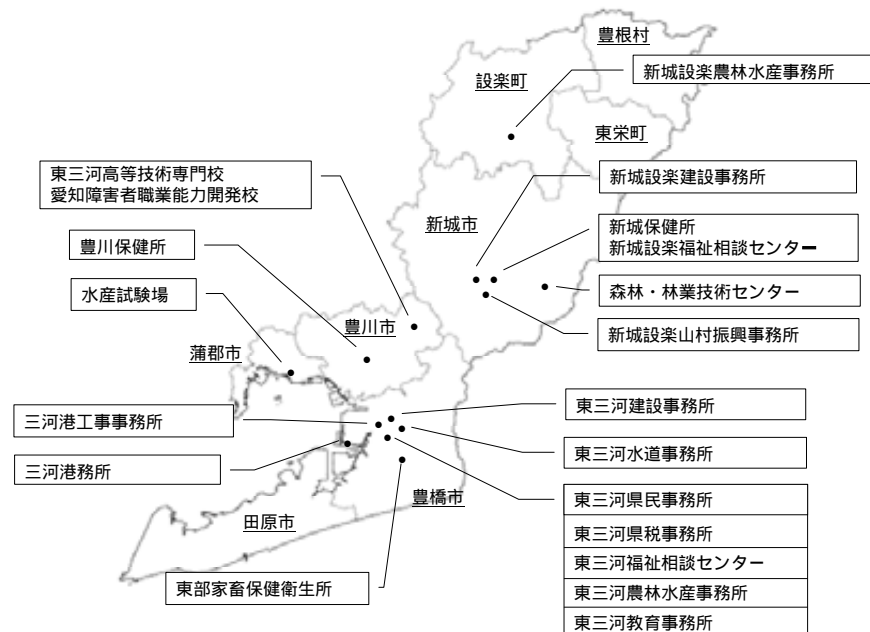


東三河県庁（仮称）の設置について

1 現 状

現在、東三河地域には、東三河県民事務所、新城設楽山村振興事務所を始め、**20の地方機関**を設置している。

- （ 教育委員会の地方機関である教育事務所、
企業庁の地方機関である工事事務所及び水道事務所を含む。）



〔参考〕平成 20 年 4 月の地方機関の見直し

- 7 県事務所を 3 県民事務所に再編し、加えて新城設楽山村振興事務所を設置
- 保健所、福祉相談センター等を県事務所から分野別に独立
〔 農林水産事務所、建設事務所、県税事務所は、
平成 14 年 4 月に分野別化 〕

2 課題・問題点

「東三河県庁（仮称）」の設置に向けて、その役割や機能、地域で総合的な判断ができるための権限・執行体制を検討していく必要がある。

- (1) 総合的な地域振興を図るために、「東三河県庁」の役割・機能を明示
- (2) 地域で総合的な判断ができるための権限や執行体制を確立
- (3) 他地域とのバランスも考慮し、地方機関のあり方についても併せて整理
- (4) 地方行政機関の設置・改編は、条例・規則の改正が必要
- (5) 地方機関の見直しに向けては、市町村など地元との調整が必要であり、24 年度からのスタートに向けて早急にスケジュールを調整

3 スケジュール（案）

- 4 月～ 庁内プロジェクトチームを立ち上げ
- 5 月～ 7 月 庁内各部局・関係地方機関との調整
地元（市町村、団体等）からの意見聴取
- 8 月～ 10 月 東三河県庁の機能・権限の整理、体制案の決定、関係者等への事前説明
- 12 月 関係条例等の改正
- 24 年 4 月 東三河県庁スタート